

令和4年9月和水町議会第3回定例会会議録

令和4年9月5日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和4年9月5日午前10時00分招集
2. 令和4年9月5日午前10時00分開会
3. 令和4年9月5日午後1時53分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	9番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有働和明 書記 鴨川奈々

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	教育長	米田加奈美
総務課長	石原康司	総合支所長兼住民課長	中嶋光浩
建設課長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福祉課長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会事務局長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設長	前淵康彦
病院事務部長	高木浩昭	会計管理者	大山和説
病院事業管理者	大島茂樹		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告

日程第5	議案第48号	和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第49号	和水町消防団条例の一部改正について
日程第7	議案第50号	和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第51号	和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について
日程第9	議案第52号	令和4年度 和水町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第53号	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第54号	令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第55号	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第56号	令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第57号	令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第58号	財産の取得について（追認）
日程第16	認定第1号	令和3年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第17	認定第2号	令和3年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第18	認定第3号	令和3年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第19	認定第4号	令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第20	認定第5号	令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第21	認定第6号	令和3年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第22	認定第7号	令和3年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第23	認定第8号	令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第24	認定第9号	令和3年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第25	認定第10号	令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第26	認定第11号	令和3年度 和水町病院事業会計決算
日程第27	陳情等の委員会付託について	
日程第28	一般質問	8番 竹下 周三 議員

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和4年第3回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番 白木 淳君、6番 齊木幸男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年第3回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、御参集いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は拡大を続け、熊本県内の感染者数30万人を超え、和水町でも1,200人以上に達しました。町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日常生活のあらゆる営みにおいて、普段の活動を自粛、あるいは縮小するなど、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

町議会では、このような状況に対処すべく、町当局と連携しながら、必要な施策実現に向けた取組を行っています。引き続き町民の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

また、勢力の強い台風11号が接近しています。今夜から明日にかけて九州に最接近すると予想されております。被害がないことを願うばかりであります。

さて、2月24日にはじまったロシアによるウクライナ侵略戦争は半年以上が過ぎ、終結の見通しも立たず、長期化が予想されています。

中国による台湾を包囲した軍事演習をはじめ、社会情勢が不安定となっております。こうした世界情勢は、我が国の安全保障に影響を及ぼしかねない状況です。今後も戦争のない、平和な世界を切望してやみません。

さて、本定例会に提出された諸議案は、条例4件、補正予算6件、その他1件、人事1件、決算認定11件、報告1件の計24件であります。

この諸議案については、後刻、町長から説明があります。

また一般質問には9名の議員が登壇される予定です。前向きで建設的な議論を期待しています。なお、議員各位におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、適正妥当な議決が得られますことを切望いたします。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、病院事業管理者、監査委員の説明者の出席を要請しています。

6月定例会以降の主な行事及び地方自治法の規定に基づき報告を受けた、本町の一般会計及び特別会計の出納検査等の状況はお手元に配付しております。

以上、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。

令和4年第3回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

それでは、定例議会に当たり、行政報告並びに御挨拶させていただきます。

まず初めに、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の第7波が猛威を振るっております。熊本県内では、感染者が6月下旬から徐々に増加し、7月中旬から現在にかけて高止まりしております。

そのような状況から、県では熊本BA5対策強化宣言を8月2日に発令し、感染防止対策に取り組んでいるところでございます。お盆明けに二日連続で感染者数が5,000人を超えるなど、感染拡大に歯止めがかからない状況となっております。

和水町におきましても、7月中旬から感染者数が二桁を超える日が続き、その影響により3年ぶりに開催を予定していた和水町古墳祭や、夏祭り盆踊り大会の中止を余儀なくされ、楽しみにされていた町民の皆様に対しまして、大変申し訳なく感じております。

また本町の傾向として、子供たちの感染事例が多く発生しており、町といたしましては、子供たちやその保護者の方々に向け、基本的な感染対策の徹底や、ワクチンの接種について周知しているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、依然として連日多数報告されております。町民の皆様には、改めて基本的な感染対策の実践に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、過去2年甚大な被害をもたらした梅雨時期の大雨についてですが、今年度におきましては、今のところ被害が出るほどの大雨は観測されておられません。しかしながら昨今の気象状況は、これまでの経験や常識では予測することが出来ません。また現在、台風11号が接近中であり、各関係機関からしっかりとした情報収集を行い、早急な対応をしておりますので、町民の皆様におかれましては、各自の防災対策と、早目の避難を心がけていただきますよう、御協力をお願い

いたします。

さて、令和4年第2回定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

8月3日に菊池川冠水規制同盟会で、九州地方整備局へ菊池川の整備に関する要望活動を行い、また、8月22日に和水町道路整備推進委員会が開催され、委員の皆様と一緒に県に向けて、県道の拡幅等を要望させていただきました。

今後も引き続き、国や県及び国会議員の先生方へ、力強く要望活動を行っていく所存でございますので、議員の皆様におかれましては御協力のほど、よろしく願いいたします。

次に、8月23日には和水町見守りネットワーク協定の調印式を行いました。当町の高齢化率は40%を超え、県内でも上位に位置しております。そのうち21%が要介護認定者となっており、今後これまで以上に地域での見守り体制、強化が必要であることから、町内の5事業者と協定を結ばせていただいたところです。

高齢者の皆様や、その御家族がより安心して生活出来るよう、今後も取り組んでまいります。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例の改正が4件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算が6件、報告が1件、人事に関する議案が1件、決算が11件、その他1件の計24件の議案を上程しております。

各議案の詳細につきましては、この後それぞれの担当課長より御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告及び御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで行政報告を、終わりました。

日程第5 議案第48号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、議案第48号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいま議題となりました「議案第48号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

「議案第48号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」和水町一般職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたしますので、4ページを御覧ください。

提案理由は国家公務員に係る妊娠、出産、育児等の仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象、期間の拡大等の措置について、

令和4年10月1日から緩和されることに伴い、条例を改正する必要があります。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、新旧対照表で御説明したいと思います。

新旧対照表の1ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。

第2条の改正となります。第2条では非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業しようとする場合におきまして、この出生日から起算して8週間と6月を経過する日までと、育児休業の取得要件を緩和するための条例改正となっております。

続きまして、3ページ、4ページ、5ページ、これは続けてになりますけど、第2条の3、第2条の4の改正になります。

こちらの改正は、育児休業の開始日が1歳、または1歳6カ月の時点に限定されていたものに対しまして、特別の事情がある場合には、夫婦交代での取得や、分割して2回の取得が可能となるなど、柔軟な取得を可能とするための改正となっております。

最後に、7ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第10条の改正になります。

育児休業を取得する計画書が、今までは育児休業等計画書から、今回いろいろな面で緩和がされましたので、育児短時間勤務計画書に改正したものととなります。

なお、今条例が承認されました後、この育児短時間勤務計画書の作成、または育児参加のための休暇の期間の拡大等については、規則のほうを改正することとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第6 議案第49号 和水町消防団条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、議案第49号「和水町消防団条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第49号「和水町消防団条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

議案第49号「和水町消防団条例の一部改正について」和水町消防団条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

改正の内容です。

和水町消防団条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「500」を「450」に改める。

この条例は公布の日から施行する。

提案理由につきましては、和水町消防団条例の定数は、現在500人であるが、条例定数と、実際に災害や訓練等に参加することが出来る実団員数が大きく乖離していることから、実情を踏まえ、実団員数に近づけた定数に改正を行います。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第50号 和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第50号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第50号について、提案理由の説明をいたします。

議案第50号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

提案理由、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目のほうを御覧ください。

選挙運動用の自動車の借入れ、レンタカー等の契約になりますが、ここに係る経費の1日当たりの単価を、現行1万5,800円から1万6,100円に改正しております。

次に2ページを御覧ください。

2ページでは選挙運動用自動車の燃料に係る経費の1日当たりの単価を7,560円から7,700円に改正しております。

同じく2ページの第8条では、選挙運動用のビラの作成に係る経費の1枚当たりの作成単価を7円51銭から7円73銭に改正しております。

最後に3ページになります。

3ページでは、第11条、選挙運動用のポスターの作成に係る経費の1枚当たりの作成単価を、525円6銭から541円31銭に改正しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第8 議案第51号 和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8、議案第51号「和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第51号「和水におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

和水におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正する条例を、次のように定める。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

次ページを御覧ください。

第4条（施策の推進）に第2項といたしまして「前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、国、県及び関係団体と連携を取り、国が行う実態調査等に協力するものとする」を加えます。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に第5条（相談体制の充実）として、「町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の充実を図るものとする」を加えます。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、県条例制定後もインターネット上での中傷や地域での落書き、張り紙、部落差別発言、さらには事業所等から自治体への同和地区の有無の問い合わせなどの事象が多発しております。そこで町民とより身近な「市町村」が部落差別の解消を推進するため、条例を改正する必要があると判断されたためでございます。これが条例案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

日程第9 議案第52号 令和4年度 和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第52号「令和4年度 和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第52号「令和4年度 和水町一般会計補正予算（第2号）」に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

提案書の裏面のほうを御覧ください。

令和4年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、第1項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億4,478万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ85億9,832万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入歳出補正予算について、歳入のほうの御説明をしたいと思います。

8ページを御覧ください。

8ページ、1款町税、2項固定資産税を7,355万6,000円増額します。今年度が3カ月を経過しまして、今年度の固定資産税の税額が固まり、増額が見込まれるための補正となります。

続きまして、10款地方特別交付金を119万6,000円減額します。地方特例交付金の決定を受けて補正するものです。

11款地方交付税に9,852万4,000円追加します。普通交付税額の決定を受けて補正をするものとなります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金に3,495万円を追加します。7月の集中豪雨により被災しました、公共土木施設10件の復旧工事分となります。

続きまして、8ページと9ページにまたがりませんが、15款国庫支出金、2項国庫補助金に1,182万7,000円を追加します。子供子育て支援交付金またこの秋に計画されております、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種体制確保事業分となります。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金に総額で6,841万3,000円を追加します。まず総務費のほうでは、今年度実施しています、新型コロナ臨時交付金事業のうち、生活応援商品券事業と13の事業に関しまして、熊本県の新型コロナ感染症対応総合交付金事業に該当がありますので、県補助金に組み換えた分となります。

続きまして、町内の高齢者施設等が実施される介護基盤緊急整備費特別対策事業補助金、また子ども・子育て支援交付金の県補助分、また、新規就農の御夫婦一組が、経営開始資金として農林水産業費のほうで補助金が組んであります。

また、7月の集中豪雨により被災しました、全部で18件の農地等の災害復旧事業に係るものが主なものとなります。

続きまして、10ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金に5,033万円を追加します。総合グラウンドまた三加和グラウンド用の時計の改修分に係ります指定寄附金等、ふるさと応援寄附金の増加の見込み分が5,000万となっております。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金を、3億5,933万1,000円減額します。

普通交付税の決定によりまして、財政調整基金繰入の減額と、ふるさと応援寄附金のうち、お出かけ交通事業のほうへ取り崩しによるものとなります。

続きまして、20款繰越金、1項繰越金に10億4,461万6,000円を追加します。

これは令和3年度の決算剰余金を基金のほうに積み立てるために行うものです。

続きまして、11ページを御覧ください。

22款町債、1項町債に旧菊水母子健康センターの解体に伴う、公共施設除去事業債730万を追加しております。

また7月豪雨に伴いました公共土木災害復旧事業に1,990万、また、本年度の普通交付税算定が終わったことに伴いまして、臨時財政対策債のほうは、1億1,440万2,000円を減額しております。

なお、この地方債につきましては、5ページの第3表、地方債補正のほうの一覧表のほうで、減額を変更のほうでしております。

以上で歳入についての説明は終わりたいと思います。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明をいたします。

12ページのほうを御覧ください。

まず、歳出の款項目のうち、職員の手当等につきましては、人事異動、または新型コロナ対応等によるものでございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

まず、2款総務費、1項総務管理費、3目の財産管理費に7億円を追加します。財政減債基金への積み立てでございます。これは地方財政法第7条、決算の剰余金の2分の1以上の額を積み立てなければならないという法に基づきまして、積み立てるものでございます。

続きまして、5目の財産管理費に797万1,000円を追加します。

旧菊水母子健康センターのアスベスト調査のほうが完了したことに伴いまして、解体を行う工事費703万円が主な内容となります。

続きまして、6目企画費に5,984万3,000円を追加します。ふるさと応援寄附金5,000万円増額に対する返礼品代、また配送料等の追加等、次の13ページのほうに負担金、補助金及び交付金の地方公共交通計画を策定するために、和水町公共交通会議への負担金627万円、今回新たに策定を計画してあります、民間分譲地宅地開発支援補助金320万円が主な内容となります。

次に、14ページのほうを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費に2,781万4,000円を追加します。きくすい荘、または和楽荘で実施されます、介護基盤緊急整備特別対策事業に対する補助金として、補助金ときくすい荘への繰出金が主な内容となります。

続きまして、15ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費に996万8,000円を追加します。今年の秋に計画がされております、オミクロン株対応のワクチン接種体制確保のための各種委託料等が、主な内容となります。

続きまして、16ページを御覧ください。

新規就農者のうち、夫婦型1組に対する経営開始の資金となります。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費に362万1,000円を追加します。重点道の駅に指定されております、道の駅きくすいの基本計画策定業務委託料が主な内容となります。

続きまして、17ページを御覧ください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費に931万円を追加します。7月の豪雨による小災害見込み件数を25件に対します土木費の補助金897万5,000円が主な内容となります。

8 款土木費、3 項河川費、3 目砂防費に550万を追加します。7月豪雨によりまして、急傾斜地崩壊防止事業1件に対します測量設計業務委託料、また工事請負費となります。

18ページを御覧ください。

11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費に4,214万1,000円を追加します。こちらも7月の豪雨によりまして、農地の被害が2件、施設の被害が16件、合計18件の農地等の災害復旧工事分となります。

続きまして、19ページを御覧ください。

11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費に5,250万3,000円を追加します。こちらのほうも7月の豪雨によりまして、道路の3件、河川7件、合計10件の公共土木施設災害復旧の工事分となります。

続きまして、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第2表のほうで、債務負担行為の補正のほうを説明をいたします。

三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館指定管理料と、幅広く地域活性化の課題に対応するため、今回、地域活性化企業人派遣事業負担金について、この2件を追加しております。期間は2件とも令和5年度から令和7年度まで、限度額につきましては、指定管理料として900万円、負担金として1,400万となります。

以上で、議案第52号「令和4年度 和水町一般会計補正予算（第2号）」の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第53号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第53号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾修君） 議案第53号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億2,539万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

歳出から説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を16万5,000円増額します。未就学児均等割保険料の軽減措置の創設に伴い、国保事業報告システムの改修が必要であるため、補正するものです。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費581万6,000円増額します。国保被保険者の疾病、負傷、出産、または死亡に関して、必要な保険給付費を行う経費であり、遡及して社会保険から国保へ移行した間の医療費を保険者間で調整するものであり、社会保険へ支払います。

4款保険事業費、2項保険事業費、2目疾病予防費を133万5,000円増額します。職員の産前産後休暇及び育児休暇に伴い、会計年度任用職員を1名雇用するための人件費です。

次に5ページを御覧ください。

歳入を説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目制度改正業務準備事業交付金を16万5,000円増額します。未就学児均等割保険料の軽減措置の創設に伴う、国保事業報告システムの改修費用に対する国からの交付金です。

4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金を581万6,000円増額します。遡及して社会保険から国保へ移行した際の医療費を、保険者間で調整するもので、県からの交付金です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を133万5,000円増額します。職員の産前産後休暇及び育児休暇に伴い、会計年度任用職員を1名雇用するための人件費で、一般会計から繰り入れるものです。

以上で、議案第53号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第54号 令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第54号「令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 議案第54号「令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億9,431万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日 提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費で31万1,000円を増額いたしております。これは、職員の人件費分として、3節の職員手当等で12万6,000円、12節の委託料で74万円を増額しております。

また、13節の使用料及び賃借料で55万5,000円を減額しております。

12節の委託料につきましては、本年10月に本稼働を行う予定の「和水町地域包括支援センター管理システム等導入事業」につきまして、町の総合行政システムとの連携を図る必要があり、補正を行うものです。

また、13節の使用料及び賃借料につきましては、同じく「和水町地域包括支援センター管理システム等導入事業」の執行残を減額しております。

次に、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、12節の委託料で8万6,000円増額しております。

これは、本年9月末まで使用を予定しております、現在の「地域包括支援センターシステム」の保守費用の一部を当初予算に計上していなかったため、計上するものでございます。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金の、22節償還金、利子及び割引料で、399万3,000円増額しております。

これは、令和3年度の決算に伴う、支払い基金への返還金となっております。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節の現年度分特別徴収保険料を 1 万 8,000 円、2 節の現年度分普通徴収保険料で 1,000 円、増額しております。

次に、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、1 節の現年度分、地域支援事業交付金で 3 万 3,000 円、増額しております。

次に、5 款県支出金、2 項県補助金、2 目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、1 節の現年度分、地域支援事業交付金で 1 万 7,000 円、増額しております。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）、1 節の現年度分、地域支援事業費繰入金で 1 万 7,000 円、増額しております。

これらは、歳出の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費分の国などの負担割合に基づき、増額をしております。

次に、4 目その他一般会計繰入金の 1 節、その他一般会計繰入金で 31 万 1,000 円を増額しております。これは、歳出の一般管理費分となっております。

6 ページを御覧ください。

8 款、1 項、1 目の繰越金を 399 万 3,000 円、財源調整のため増額補正しております。

以上で、議案第 54 号「令和 4 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

日程第 12 議案第 55 号 令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第 12、議案第 55 号「令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 議案第 55 号「令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の裏面を御覧ください。

令和 4 年度 和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,051 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 8,973 万 7,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について、御説明申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、3節の職員手当等では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて、緊急対応するための時間外手当として35万6,000円を増額するとともに、17節の備品購入費では、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、簡易陰圧装置4台の購入設置費722万7,000円を増額補正します。この購入設置費の財源としては、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を全額充当する予定として、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、2目施設管理費、14節の工事請負費は、94万8,000円を増額補正するものです。これは、誤嚥等の事故防止や事故発生の要因分析、検証に資するとともに、虐待抑止力の向上や防犯体制の強化を図るためのものでございます。これまでにも実際に、誤嚥や転倒などの事故などが発生している状況であることから、廊下や食堂などの共有スペースに、見守りカメラ8台を早急に設置する工事の計画としております。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費ですが、これは、まず、デイサービスセンター配属の職員の退職希望や体調不良の相談があっていることから、新たに任期付職員を一人雇用して適切に対応するためのもので、2節の給料で97万8,000円の増額、3節の職員手当等で41万4,000円の増額、4節の共済費で26万7,000円を増額計上しております。

また、10節の需用費では、デイサービスセンター利用者送迎用の15人乗りのハイエース1台が故障しており、早急な部品交換が必要であることから、その修繕料として32万3,000円を増額補正しております。

次に、歳入について、御説明を申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

まず、8款、1項、1目の繰越金、1節の前年度繰越金として18万円を増額計上しております。

また、10款繰入金、1項、1目、1節の一般会計繰入金として1,033万3,000円を増額計上しております。このうち、722万7,000円は、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を予定しているものでございます。

以上で、議案第55号「令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第56号 令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13、議案第56号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第56号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,301万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

主な内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料、6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を23万2,000円増額し、2,259万円としております。職員の時間外手当20万6,000円の増額、また会計年度任用職員1名分の通勤手当を2万6,000円、それぞれ追加計上をいたしております。

3款公債費、1項公債費、1目元金分を繰越金から一般財源へ、1,000円の財源組み替えを行っております。

次に、歳入です。

5ページを御覧ください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を19万4,000円増額し、5,295万1,000円となります。

6款繰入金、1項繰越金、1目繰越金を3万8,000円増額し、3万9,000円としております。職員手当等の歳出で増額しました額を繰入金、繰越金、それぞれ増額補正をいたしております。

以上で、議案第56号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第14 議案第57号 令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第57号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいま議題となりました、議案第57号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）総則、第1条 令和4年度 和水町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正

第2条 令和4年度 和水町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、既決予定額9億3,736万4,000円、補正予定額1,117万6,000円、計9億4,854万円。

第1項、医業収益、既決予定額7億1,025万5,000円、補正予定額618万9,000円、計7億1,644万4,000円。

第6項、特別利益、既決予定額2,000円、補正予定額498万7,000円、計498万9,000円。

支出、第1款、病院事業費用、既決予定額9億3,736万4,000円、補正予定額1,117万6,000円、計9億4,854万円。

第1項、医業費用、既決予定額8億6,691万6,000円、補正予定額1,102万6,000円、計8億7,794万2,000円。第3項、健康管理センター費用、既決予定額2,010万8,000円、補正予定額15万円、計2,025万8,000円。

資本的収入及び支出の補正、第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,893万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,998万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、既決予定額4,627万4,000円、補正予定額0円、計4,627万4,000円。

支出、第1款、資本的支出、既決予定額7521万円、補正予定額104万5,000円、計7,625万5,000円。

第1項、建設改良費、既決予定額2,362万8,000円、補正予定額104万5,000円、計2,467万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費の補正

第4条 予算第7条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額6億863万1,000円、補正予定額724万6,000円、計6億1,587万7,000円。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきまして、補正予算の実施計画により説明させていただきます。

先に支出の説明を行います。

3ページを御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、新型コロナウイルス感染症対応の職員が不足のため、任期付職員の雇用及び時間外手当として709万6,000円を補正するものです。

3目経費は、地域医療連携ネットワーク実践学寄附口座に係る医師派遣等の委託料として393万円補正します。

3項健康管理センター費用、1目健康管理センター費用は、時間外手当の不足により15万円の

増額です。

収入につきましては、前ページのほうを御覧ください。1 款病院事業収益、1 項医業収益、2 目外来収益で279万2,000円の増額をしています。

また、5 目補助金は、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業補助金とオンライン資格確認システム導入に係る保健医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金の339万7,000円を補正するものです。

1 款病院事業収益、6 項特別利益、2 目過年度損益修正益は、498万7,000円補正するものです。続きまして、資本的収入及び支出です。

4 ページを御覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目資産購入費は、病院に導入していますオーダーリングシステム用のパソコン6 台購入費用として104万5,000円計上しております。

以上で、議案第57号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第15 議案第58号 財産の取得について（追認）について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、議案第58号「財産の取得について（追認）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 議案第58号「財産の取得について（追認）について」御説明を申し上げます。

次のとおり財産を取得したいので、和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成18年条例第51号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

1、財産の表示

車椅子介護浴槽1台、昇降式介護浴槽1台。

2、取得価格

金1,039万9,400円。

3、納入場所

和水町特別養護老人ホームきくすい荘。

4、取得の相手方

熊本市東区長嶺南3丁目2番86号、QCCフィールドディング株式会社代表取締役村上博喜でございます。

提案理由の説明でございます。

和水町特別養護老人ホームきくすい荘の介護用入浴機器、車椅子介護浴槽及び昇降式介護浴槽については、新型コロナウイルス感染防止対策として、令和3年2月23日に随意契約により契約を締結し、令和3年3月21日に納入設置をしておりますが、その当時、議会の議決を得ていなかったため、本契約を有効とすることについて改めて議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

大変御迷惑をおかけいたしますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16	認定第1号	令和3年度	和水町一般会計歳入歳出決算
日程第17	認定第2号	令和3年度	和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第18	認定第3号	令和3年度	和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第19	認定第4号	令和3年度	和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第20	認定第5号	令和3年度	和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第21	認定第6号	令和3年度	和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第22	認定第7号	令和3年度	和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第23	認定第8号	令和3年度	和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第24	認定第9号	令和3年度	和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第25	認定第10号	令和3年度	和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第26	認定第11号	令和3年度	和水町病院事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、認定第1号、令和3年度 和水町一般会計歳入歳出決算から、日程第25、認定第10号、令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算及び日程第26、認定第11号、令和3年度 和水町病院事業会計決算までを一括議題とします。

まず、認定第1号から認定第10号までの提案理由の説明を求めます。

会計管理者 大山君

○会計管理者（大山和説君） ただいま議題となりました、認定第1号の令和3年度 和水町一般会計歳入歳出決算から、認定第10号、令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算までの会計につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法233号3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付すものでございます。

令和4年9月5日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

お手元の令和3年度 各会計歳入歳出決算総括表を御覧ください。

総括表の数字の読み上げを行いまして、提案理由の説明とさせていただきます。

認定第1号「令和3年度 一般会計歳入歳出決算について」予算現額99億1,232万7,000円、歳入決算額100億6,336万2,771円、歳出決算額87億2,275万6,649円、差し引き残額13億4,060万

6,122円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費総額が8,514万6,000円ございます。なお、決算書には、事項別明細書のほかに、実質収支に関する調書、財産に関する調書、入湯税の用途状況についての資料を添付しております。

続きまして、認定第2号「国民健康保険事業会計」予算現額13億7,843万3,000円、歳入決算額13億2,763万4,897円、歳出決算額12億5,378万5,810円、差し引き残額7,384万9,087円。

認定第3号「介護保険事業会計」予算現額15億0,541万1,000円、歳入決算額16億0,193万1,581円、歳出決算額14億4,602万5,079円、差し引き残額1億5,590万6,502円。

認定第4号「特別養護老人ホーム事業会計」予算現額5億0,518万7,000円、歳入決算額4億9,683万7,649円、歳出決算額4億9,665万6,369円、差し引き残額18万1,280円。

認定第5号「住宅用地造成事業会計」予算現額4,326万8,000円、歳入決算額4,401万9,788円、歳出決算額3,622万3,458円、差し引き残額779万6,330円。

認定第6号「簡易水道事業会計」予算現額6,530万1,000円、歳入決算額6,007万3,035円、歳出決算額5,999万1,556円、差し引き残額8万1,479円。

認定第7号「下水道事業会計」予算現額8,181万1,000円、歳入決算額7,627万0,034円、歳出決算額7,623万0,477円、差し引き残額3万9,557円。

認定第8号「特定地域生活排水処理事業会計」予算現額1億3,479万円、歳入決算額1億2,807万5,982円、歳出決算額1億2,079万7,409円、差し引き残額9万8,573円。

認定第9号「春富財産区特別会計」予算現額20万8,000円、歳入決算額112万4,698円、歳出決算額5万1,740円、差し引き残額107万2,958円。

認定第10号「後期高齢者医療事業会計」予算現額1億8,815万2,000円、歳入決算額1億7,726万8,355円、歳出決算額1億7,445万3,768円、差し引き残額281万4,587円。

以上で、認定第1号「令和3年度 和水町一般会計歳入歳出決算」から認定第10号「令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」の提案理由の説明といたします。

後日、各委員会におきまして、各課から詳しく決算説明がございました。

御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 続いて、日程第11号の提案理由の説明を求めますが、その前に、本年4月から町立病院事業管理者に就任されました、大島管理者に一言御挨拶いただいた後に、提案理由の説明をお願いします。

和水町病院事業管理者 大島君

○和水町病院事業管理者（大島茂樹君） 和水町病院事業管理者の大島茂樹と申します。

議長さんの要請により、就任の御挨拶と、所信の一端を述べさせていただきます。

今年4月1日付で病院事業管理者を拝命し、約5カ月が経過したところです。コロナ禍の最中であり、通常運営とは異なる状況ではありますが、逆に自治体病院としての使命や、他の医療機関、介護施設との連携の重要性が実感出来ております。

自治体病院の使命は、都市部から僻地に至る様々な地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全

な発展に貢献することであります。

平成29年に制定されました、熊本県地域医療構想に基づき、当有明医療圏でも地域医療構想調整会議が開催され、各医療機関の役割の明確がなされ、機能分化と連携強化等、圏域の医療提供体制の構築が進んでいる最中でした。コロナ禍により中断しているところではありますが、新興感染症を踏まえた再検討が提唱されており、ウィズコロナの時代に向けて協議が再開されることとなります。

また、総務省からは、令和4年から5年にかけて、公立病院経営強化プランの策定を義務づけられております。持続可能な地域医療提供体制を確保するために、役割・機能の最適化、連携強化、人材の確保育成と、働き方改革、新興感染症に備えた取組、施設設備の最適化、特にデジタル対応、経営の効率化などに取り組んでいきます。

地域の宝ともいえる病院を、次世代によりよい形でつないでいけるよう、微力ではありますが尽力いたします所存でございます。

御理解、御協力、御支援、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。就任の御挨拶に代えさせていただきます。

令和4年9月5日

和水町病院事業管理者 大島茂樹。

さて、認定第11号「令和3年度 和水町病院事業会計決算」については、事務部長に説明させていただきます。

病院事務部長 高木君

○会計管理者（高木浩昭君） 認定第11号「令和3年度 和水町病院事業会計決算」につきまして、提案理由の説明を行います。

和水町病院事業会計は、地方公営企業法の全部適用を受けておまして、地方公営企業法第30条第4項で、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないと規定されているため、提案するものでございます。

先ほど説明がございました、各会計歳入歳出決算総括表で説明をいたします。

一覧表を御覧ください。

一番下の段を御覧ください。

認定第11号、病院事業会計歳入決算額、14億3,907万3,978円。歳出決算額、9億2,040万0,636円で、差し引き5億1,867万3,342円の黒字となっております。

以上で、認定第11号「令和3年度 和水町病院事業会計決算」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。認定第1号「令和3年度 和水町一般会計歳入歳出決算」から認定第11号「令和3年度 和水町病院事業会計決算」までの審査については、休会中の常任委員会審査としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までの審査については、休会中の常任委員会審査とすることに決定しました。

日程第27 陳情等の委員会付託等について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27、「陳情等の委員会付託について」は、本日までに受理いたしました陳情等は、お手元に配付しております、陳情等文書受付一覧表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午後1時01分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第28、一般質問を行います。

本日は、1名の議員に一般質問通告によって発言を許します。

なお、質問、答弁については、一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。

第2項目からの質問は、質問席から行います。

第一答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

竹下議員の発言を許します。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） こんにちは。

（こんにちは）

8番竹下議員、竹下周三でございます。

9月定例会、一般質問の1番手として登壇をさせていただきます。

連日暑い日が続いておりますが、また梅雨が明けたころから長雨であったり、今までに経験のないルートで台風が発生したり、本日は台風11号の影響が心配であります。不安定なこのごろでございますが、農家にとりましては、雑草対策、イノシシ対策に加えて、稲刈りの時期を迎えた、控えた多忙期にも関わらず、聴講席にお越しの皆様、またモニター越しに聴講をいただいております皆様、ありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、石原町長におかれましては、若さと情熱と行動力で「人が元気、町が元気な新しいまちづくりをする」をスローガンに発足され、5カ月目に突入をしております。新たな和水町創生に向けて、公約に基づきまして邁進しておられることと思います。

今回の私の質問は、町長公約の中で当てはめるとしますならば、教育環境の充実、未来を担う

子供たちがこの町で夢をもち、その夢を実現に向けて力をつけるための環境整備、また活気とにぎわいを生むまちづくり、地域ブランディングによる町の魅力発信等に関連すると思います。

我が地域がこれまで歩み、育ててきた歴史、風習、フード、人物、どれを取りましても御先祖様から受け継いだ輝かしいものばかりでございます。感謝の気持ちを忘れず、後世におつなぎするのが、今を生きる我々の役目であります。自分の大切にすることはもちろんですが、家族愛、地元愛、地域貢献に発展して、世の中のお役に立つ精神を身につけた子供たちを育てなければならぬと常々思っております。そのことを念頭におきまして、本日は質問をさせていただきます。会議規則61条2項の規定により、質問を始めさせていただきます。

質問事項、菊池川流域日本遺産について。

要旨の1、日本遺産指定の経緯と和水町の立ち位置、活動の概要について伺いたと思います。

要旨の2、部門別の進捗状況について伺います。

要旨の3、この事業における問題点と今後の展望、到着目標をお尋ねしたいと思います。

2問目以降から自席にて質問をいたしますけれども、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

本日は1名の方の一般質問が予定されております。傍聴席やテレビモニターにて傍聴されている町民の皆様、お忙しい中足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは竹下議員からの御質問に対し、答弁を申し上げます。

1、菊池川流域日本遺産について、要旨（1）「日本遺産指定の経緯と和水町の立ち位置、活動の概略について問う。」についてお答えします。

平成27年10月に山鹿市を事務局としまして、菊池川流域日本遺産認定推進協議会が菊池川流域4市町（玉名市、山鹿市、菊池市、そして和水町）で組織され、日本遺産の認定に向けて協議を開始しました。

平成29年2月に「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川「今昔『水稻』物語～」というストーリーで認定申請を行い、同じ年の4月28日に日本遺産として文化庁の認定を受けております。

日本遺産に認定されたことにより、推進協議会が解散し、新たに菊池川流域日本遺産協議会が発足しております。

和水町の立ち位置についてですが、今年度は和水町長が協議会会長を務めるとともに、全体事務局を本町の商工観光課が担当しております。協議会には3つの部会を設けており、文化財活用推進部会を玉名市、観光推進部会を菊池市、食と農部会を山鹿市において、それぞれ事務局を受けもっております。毎年、輪番制による組織運営で本協議会の事業を実施しております。

活動の概略について、2,000年にわたり継承されてきた米作り文化を、菊池川流域ならではの魅力として国内外に広く発信し、この地域の活性化につなげるため、情報発信をしながら認知度の向上に努めています。

また、観光案内人の人材育成や、流域の米を使った商品開発等に取り組んでいるところでございます。

次に、要旨の(2)「部門別進捗状況について問う。」についてお答えします。

当協議会では、文化庁に提出した、日本遺産を通じた地域活性化計画に基づき事業を進めているところです。文化財活用推進部会及び観光推進部会では、連携した事業展開が必要であることから、合同で協議をしながら事業の実施に当たっています。

主な取組としましては、ガイドの育成・運営、出前講座、モニターツアー、特産品のニーズ調査、情報発信、周遊ルートの造成などを行っています。

食と農部会では、フムスピプロジェクトを立ち上げ、流域の米をテーマにした商品開発や、地域ブランド・店舗でのPRを通して、地域の米のおいしさを伝えるとともに、米作り文化の普及啓発にも努めています。

次に、要旨(3)「問題点と今後の展望、到達目標を問う。」についてお答えします。

問題点としましては、行政主導の協議会であり、会員団体との事業連携を強化すべきと認識しており、今後は、構成の各団体が参画しやすい事業の展開も検討していかなければならないと考えております。

また、今後の展望として、まずは構成文化財やストーリーの保存及び保護を行っていきながら、流域内への観光客や交流人口の増加を目指し、地域経済を活性化出来る事業の展開を図っていかねばと考えております。

計画当初より自立して事業展開が出来るよう、自走化についても取り組んでいくことを前提としており、宿泊施設事業者や交通事業者、観光事業者などとも連携して、地域全体が一体となって取り組む必要があると考えています。

菊池川流域の地域が活性化し、地域住民が輝けるようになることを最終目標として、事業を展開してまいります。以上になります。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番(竹下周三君) 説明ありがとうございます。

今、お話を伺いましたけれども、予算面ですね、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、経緯は何となくわかってまいりましたが、平成29年、30年、令和1年ということで、3,200万、2,500万、1,000万とお伺いをしておりますが、令和3年決算か、4年予算かわかりませんが、584万ということをお伺いしておりますが、この極端な予算額の削減の原因について、おわかりであれば教えていただきたいと思っております。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） ただいまの竹下議員の御質問ですが、発足から29年度、3年間につきましては、文化庁の補助金を活用して事業を行っております。それ以降につきましては、文化庁の補助金がなくなりまして、県の負担金で運営を行っているという状況でございます。その辺で大きな事業費の差が生じていると思われまます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。

文化庁の補填が3年間で終わったということで理解出来るかと思えますけれども、令和2年、3年、4年ですね、県の補助金と、それと分担金ということになると思えますけれども、その割合的なものをですね、各地区別に御報告いただけませんかでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 活動費の原資につきましては、県の負担金が約2分の1ほどございます。残りを市町村が負担するということになっておりますが、和水町の場合を申し上げますと、今年度34万9,520円という負担金でございます。その構成につきましては、基礎額が25万7,000円、これは市、町一律で25万7,000円でございます。残りの人口割としまして、9万2,520円となっているような状況でございます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。

私が何でこの一般質問でこの案件を取り上げたかと申し上げますと、やはり本来であれば、この予算、要するに文化庁補填というのもですね、カットされない、増えるべき案件じゃないかなと僕は思っておりましたけれども、こういう状況で、最初のスタート1、2年に関して、準備段階から4年ぐらいに関してはですね、やはり本当にいい企画だと、いい事業、私どもにとって、本当に一遇の、和水町としては特にですね、古墳等を持っておる地域としては、これはチャンスだなというふうに思ったんですけど、最近の、ここ数年の動きが、ちょっと地味な感じがしておりましたので、お尋ねしたいと思ってお尋ねしたんですが、調べているうちに何となく状況が見えてきたということで、あえて行政のほうから報告をいただいたんですが、それとやはり他地域、他の地域の担当課ですね、山鹿市、玉名市、菊池市、お付き合いがありますので、やはりいろいろ御意見をお伺いをしたという経緯もございますけれども、分担金ということで、やはり人数も少ないし、私どもは町であるということで、遠慮するような空気はもちろんあると思いますが、全く臆するところなく、やはり和水が一番僕は最先端に行くべきこの事業ではなかったのかなと。そこで金額の差があるということで、やはり大きな玉名市とか山鹿市あたりはですね、私どもの2倍、3倍に近いようなですね、分担金を出して事業をやっておられるということで、これはあってはならないことですが、少し引けたような感覚はございませんでしょうか。担当課のほうでそれはお尋ねしたいと思えますが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 先ほど御説明しましたように、確かに負担金あたりはですね、市あたり比べれば安いということはございますが、議員御指摘のように引け目というのは一切感じてないような取組を行っているところでございます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 実は先日、議員のほうで勉強会がございまして、歴史的な部分でですね、集約して研修をさせていただいたんですけれども、あの時は、もう歴史的な部門というか、そういう商工的なか農業とか、そういうことではございまして、玉名市の俵転がし状況であったりですね、そういうのがちょっと順次、鹿本町の水利の開発とかですね、そういうの全部あったんですけれども、その辺を見ておりましたも、和水町のこの国指定の桁違いな宝があるという説明の中でですね、皆さんの地域と同じ状況、引け目はもちろん、今、中原課長言われたようにないと思いますけれども、同じレベルで転々と説明がございましたので、ちょっと僕はその辺がですね、寂しいなという思いがあったというのは、これ事実でございます。これは町の当局にいろいろ私が申し上げるあれでもございませぬけれども、言うならば、こういうチャンスです、ほかの、実際、いろいろ今回お調べしていきましたら、「菊池川流域の恵み」体験協議会さんであったりですね、「なごみ子ども出版社」が和水ガイドブックですかね、そういうのを出版されているとかいうことで、いろいろお話を聞けば、やはりすばらしい活動しておられると。その辺がですね、この中にうまく活用出来て、和水の宣伝、この菊池川流域も本当にかみ合ってきたのかなということを、僕はちょっと質問には入れておりませぬけれども、その辺の感想がもしおもちであれば、どなたかからいただきたいと思いますが。ほかの団体。

○議長（高木洋一郎君） 質問の趣旨、わかりましたか。もう一回、質問の趣旨をはっきり。

○8番（竹下周三君） この日本遺産で直接やっておられるわけではないけれども、もちろん初年度はですね、菊水史談会あたりは役員として入っておられるっていうのも、もちろんわかっちはおりますけれども、個別に活動して、絡み深く出来ていたのかと。例えば「菊池川流域の恵み」体験協議会であったり、「なごみ子ども出版社」和水ガイドブックっていう活動されておりますよね。行政とは関係ないと思いますけれども、その辺とタイアップをするならば、とてもいい仕事が出来たのではないかなと僕は思いますので、その辺との絡みが、無いなら無いで、もう感想は伺わなくてもいいんですけども。

○議長（高木洋一郎君） 質問の相手方にはございませぬが、教育長から挙手がございましたので、教育長の発言を許します。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 失礼します。

先ほど、菊池川流域の恵み体験の取材っていうのがありましたので、それに関してお答えしたいと思います。

令和4年の2月に、第2回 菊池川流域高校生サミットというのが開催されました。本来は高校生が中心になってサミットを行うんですが、和水町には高校がありません。そこで三加和中学校が起業体験をしておりますので、三加和中学がこのサミットに参加したという経緯がございます。その中で三加和中学校は、和水町の力を利用した和水町を元気にしようというテーマで、高校生の中に混じってですね、特別支援ってということで、三加和中学校が発表を行っております。

また、学校の授業等における菊池川流域遺産の活用につきましては、文書を出しまして、令和2年1月にお願いの文書を出しまして、小学校の社会の教科書に日本遺産をテーマにした記載がされてますので、その活用とガイドによる出前講座とかもありますので活用してくださいという文書を学校のほうに送っております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） 行政以外の団体との関係性について、先ほど議員から質問がございましたが、執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 私のほうからは、観光部会に関係して申し上げますと、日本遺産のほうもボランティアの人材育成に努めておりますけども、うちの町からも4名ほどそれに入られております。そういった方々との連携というのは、連携を図りながら行っているところでございます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。

今もお話が教育長からございましたように、そういう活動をですね、もうちょっと皆さんが共有した形でそれを助長するという体制をみんなで取る必要があるのかなと思いましたので、お伺いしたところであります。

各部門の進捗状況というか、先ほど町長からお話がありましたように、今年度においては、総合的な事務局を和水町の商工観光課が受けております、ということでお話がありましたけれども、この案件は一応、平成4年度で6年の計画が一応完了するというので、地域活性化計画というのを、今期で一応作り上げてしまうと、で、その後についてはまた今からということになっておるといふふうにお伺いしておりますが、その辺の認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） ただいま竹下議員が申されたように、平成29年度からの6カ年計画っていうのが、まず一次として文化庁に認められた計画でございます。で、この6年間というのが今年度いっぱい終わりますので、来年度以降に向けて、新たな新計画の策定をしているような状況です。その中でこの6年間の総括評価ということを行っております。評価をしながら新年度、来年度以降の3カ年計画を作り上げるということで、今進めているところでございます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 来年の3月に実績の報告があって、活性化計画を文化庁へ提出するということであると思いますけれども、今まではですね、どちらかというと和水町は静かな応援態勢というか、プライドはもって頑張っておられたと思いますけれども、最後の締めくくりを我が町にですね、この事業案件として事務局を任せていただいたということであるならば、やはり奮起してですね、すばらしい今後につなげていただけるようお願いしたいというふうに思います。

この案件につきましては、もう当初から申し上げたように、文化庁の補填がなくなったりということで、予算が愕然と減らされておったりということでありましてけれども、考え方によってはこれを機としてですね、また新たな3市、和水町1町ですね、3市1町の展開性が出来るのではないかなというふうに僕も思います。こういうことがあるから他市の議員さんとも、私たちもつながりが出来るし、議員間でも、先日議長が申し上げられましたけれども、新たな展開でチームを作って、何か協議会を立ち上げようかというお話もあるというふうに聞いております。ですから、予算は減るけれども、これがあつたおかげで和水町は助かったねっていうふうに頑張つてですね、しむけて、そういう道筋を作つていただきたいというふうに思います。

それとたくさんあれではないんですけども、先ほど4名の案内の方がおられるとか、そういうお話を伺つたと思いますけれども、和水町はもちろん古墳があるし、当初の計画の中にはですね、平野井手、平野の井手がありますよね。あれとか花の香酒造とか、七郎神、もちろん江田船山古墳とか民家村も、当然最初から入っていますけれども、が入っております、計画の中にですね。で、ここ数年、個別活動をされていると思いますけれども、この辺の絡みがですね、まだそこに到達していないのかなというふうに思いますので、私はこの3件、平野井手、花の香酒造、七郎神、これに関してはもう本当に、この菊池川流域日本遺産には、もうこれは、どうしてもこれはやっぱりつないでいただきたいというふうに思います。もう何らかの形で方向性を見出させていただいてですね、つないでいただいて、今後のこの事業にですね、加えていただくということで、明言いただけませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 竹下議員、申されたように、文化財が41ございます。その中で花の香酒造であったり、七郎神大祭であったり、平野井手ですかね、も入っているかと思いますが、その辺もですね、連携しながら、もっともっと盛り上げてまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 日本遺産についてですけども、今回観光施設等について、町単独でなかなか宣伝が出来ないといった場合に、今回のような日本遺産という称号をいただいて、菊池川流域という括りの中で情報発信がしていけるっていうことは大変いいことでございます。ここを最大限活用して、議員御指摘の施設等についても、PRを重ねてですね、発信していきたいと考えております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 生易しい質問で申しわけないんですけども、この案件については、必ず入れる方向に動くというお約束をしていただけるとありがたいんですが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問いただいている三つの施設等については、指定の文化財の中に含まれておりますので、当然日本遺産の中で情報発信、宣伝等出来るように、各市の皆様働きかけて、来年度以降の計画等に反映出来ればと考えております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。

町長の心強い応援メッセージをいただいたというふうに私も思います。こういう状況であれば、私たちもですね、みんなでこの日本遺産に乗せた和水町の宣伝が出来るように努力をしていく必要があるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は30分で終わるということで約束をしておりましたが、まだあと半分ありますので、もうちょっとだけ質問を続けさせていただきます。

続きまして、今の日本遺産と多少関連性もございましたけれども、第二のほうに移らせていただきます。質問事項2、八つ神様について、質問要旨（1）三加和時代に発足しておりますけれども、発足の経緯についてお尋ねをしたいと思います。

要旨の（2）現在の活動状況、また現地の状況等をお尋ねしたいと思います。

（3）これから先どのような方向に進めようとしておられるのか、展望について八つ神様に限定した形でお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 答弁の前に、一問一答方式ですので、まず要旨1の経緯について、答弁をお願いします。要旨（1）についての質問、答弁をお願いします。

質問事項2に移りましたので、要旨（1）の「八つ神様が始まった経緯について問う。」について、答弁を求めますが、よろしいですね。一問一答方式。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） まず、要旨（1）「八つ神様が始まった経緯について問う。」についてお答えします。

平成7年、当時の三加和地区に存在する、体にまつわる神様の所在調査を行いまして、その結果、八つ神様が存在することが判明し、その後地元管理者の皆様と協議の上、観光資源としてPRを開始したところでございます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

休憩します。

休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時34分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

勘違いをしておりました。大変申しわけございません。

では、質問事項（2）八つの神様について、先ほど質問がございました。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、続きまして、要旨の（2）「現在の現場状況と現在どのような活動をしておられるのか問う。」についてお答えします。

神仏様の管理、清掃は地元関係者の方をお願いしている状況です。町では基本的にPRに関わるのみで、パンフレットを作成するとともに参拝者の皆様への道案内や、その他お問い合わせに対応しており、八つの神様のキャラクターの作成、のぼり旗の設置するなどPRに努めているところです。

また、観光ボランティアでは参拝者の御要望に応じて、観光ガイドを実施していただいています。現在は、コロナ禍で御要望も少なくなっておりますが、毎年10件から20件程度の御利用をいただいております。

次に、要旨の（3）「今後の展望について問う。」についてお答えします。

町としましては、私有地や境内地の開発、整備は考えておりません。ただし、限られた観光資源の一つであり、パワースポットとして広く認知されておりますので、引き続き、管理者の御理解を得て、PRをしっかりと行いながら、たくさんの方に訪れていただくよう努めていきたいと考えています。以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 要旨（1）について、ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 要旨の（1）の三加和時代に発足の経緯についてのお答えをいただきましたけれども、私は以前、雇用創造協議会というところでお役目をいただいて、いろいろお仕事をさせていただいた経緯がございますけれども、そのときに思ったことが、これもまたすばらしい企画で、すばらしい事業といたしますか、環境のもとでですね、仕事が出来ているなというふうにならずにずっとやっておったところがございますが、最近、いろいろな場面で、いろいろな地権者であったり、地元の方であったり、いろいろなお話をいただきますので、私もそれをお伺いして、やはり、いろいろなことで見て回ると言いますか、ずっと回っております。先ほど、いろいろ、所長の話の中にもありましたが、いろいろな問題があって、土地の管理とか、土地を買ったりはしないと、だけでも、広報したり、今、旗を立てたりというようなことを、町のほうが受け持ってやっておりますということで、お話がありますが、町長は、現実、最後に行かれたのはいつでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。私は商工観光課に所属してるときに担当でございましたので、全て回ったんですけれども、平成28年ぐらいが最後になるかと思えます。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 平成28年ごろに回られたということをお聞きして安心しました。最近回っておられるのであるならば、恐らく、お話が出来ないというふうに思うぐらいに、旗と先ほど町長言われましたけれども、旗はですね、旗の体をなしておりません。もうきれを取り越して、ぼろぎれが下がるとような状況です。で、その横に、新しい旗も立っております。そういう状況、写真を今日は撮ってきておりますので、後で、担当の方にお見せしますけれども、旗と言われたから旗のことを今、言いよりますけれども、旗に限らず、やはり、今日は、後ろのほうにですね、小山さんあたりが、一生懸命以前はですね、発足当時から頑張られておりますし、今の議長も、その当時の担当で、いろいろ手を尽くして頑張っておられたと思えます。そのころから、今のこの状況を見てですね、確かに、命の神様であったり、目の神様であったり、何カ所かに関してはですね、それはすばらしく地元の協力をいただいて、きれいにしてあるというのももちろんあります。けれども、やはり2、3カ所につきましては状況が、町長が昨日行ってきましたといったら、・・・・・・・・・・というくらいにびっくりするような状況です。これは、私が上乘せして言いよるわけでも何でもありません。本当にすごい状況になっております。その中でですね、批判ばかりしとつてもしょうがないんですけども、どうして、町は環境整備をされないんでしょうか。その辺何かありましたらお尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 山道の整備につきまして、一番の懸念されるのが、胃の神様ですね。野田地区ですか、にございます胃の神様が、一番、山道が、非常に険しくて、なかなか行きにくいようなところでございます。こちらについて、令和2年度、去年、おとしです、山道の整備ということで、いろいろ検討した経緯がございます。当時のことを調べてみますと、当時、約500万円ほど費用がかかるということでございました。それから、里道は走っておりますが、里道も含めて民地もですね、大分、手を入れなければいけないということもございまして、なかなか公費で民地の開発を出来るのかという課題もございまして、断念したこともございます。八つの神様それぞれですね、よくよく調べてみますと、境内地であったり墓地であったりとか様々で、神仏が混在しているという状況でございます。この政教分離というのに抵触するのかということとは明確ではございませんけれども、いずれにしても、行政がですね、主体的に公費で整備管理するということには課題も多いというふうに考えております。ですから、引き続き、地元の皆様と協議を重ねながらお願いしながらですね、継続して、今の状況を継続出来ればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 今、お話をいただきましたけれども、ちょっと最後のほうに言われました、ちょっと二つ、もう一回、最後に質問したいんですけども、地元の方と話し合いをすることで進めていきたいということですが、ここ近年、どのようなペースで、地権者、住民、役所、会議がなされておりますでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 最近はですね、そういった、地元の方々となかなかお話し合いする機会がございませんで、ほとんどやられてないと思っております。申しわけございません。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 正直に答えていただいてありがとうございます。

この案件につきましてはですね、もちろんコロナであったり、いろいろな諸事情はあるのはもちろんわかります。けれども、町長は、商工観光課の出身であります。そして、この案件につきましては、個人負担がかなりかかっていると。それを考慮すると、やはり、せめて、会合につきましてはですね、地域、地権者、行政、やはり密なですね、話をしながら進めていただかないと、やはり先ほど申し上げましたように、格差が出てきたり、どこかに過度な負担がかかったりということで、問題が生じるのは当然だろうと思います。

聞きますと、以前はかなりの頻度で会議はやっておられたという話は伺っております。先ほどの日本遺産のお話のように、3,000万あった予算が、今は20万ですっていうことであっても、やり始めた以上は、これを継続していいものになし上げてもらわないと、やはり、地元の方には、落胆を示すだろうし、お客様自体が来られて、やはり、こんなもんかというふうにならないとも限らないと思いますので、その辺に関しましては、深い反省をしていただいて、今後の対策を打っていただきたいと。

先ほど、中原課長のほうからお話がありましたが、実は私も、政治と宗教の分離させる、政教分離ですね、その関係があって、なかなか、その手をこまねることが厳しいというお話もわかります。これは、憲法20条とか89条あたりにも、僕も今初めて知ったんですけども、調べますと、やはり、いかなる宗教団体も国及び機関からの特権を受け、または政治の権力を行使してはならないであったり、国及びその機関は、宗教教育そのほかいかなる宗教的活動もしてはならない、公金そのほか、これ89条ですけども、財産は、宗教上の組織のために支出してはならないっていうふうに書いてございます。これは確かにその一面はあると思います。けども、どうしてこの宗教が、国とか公共団体が支出してはならないかというのは、これは、国民一人一人の信仰の自由を保障するために、これはかけられておるといことでありますので、一方で見ますとですね、これは別のところに載っておったんですが、一般的に宗教施設といっても、性格を有する施

設であっても、同時に、歴史的文化的建造物、またはその保護の対象となるものであったり、観光資源等、地域の親睦の場などといったほかの意義を有したりすることも少なくない。文化的、あるいは社会的価値、意義に着目して、ことの判断が出来る時、これ補足があるんですよね。だからこれ、まさに今の、私どもがうち当たっている八つ神様、そのほかにもありますけれども、社会通念に照らして、総合的な考量をします。そして、先ほどから何回も申し上げますように、どこかに過度な負担をかけないというふうにした意識でですね、こういうのを守り続けていくということを考えていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 御指摘ありがとうございます。

先ほど言われましたように、各管理者の方々と定期的にですね、お話し合いをしながら、そういう課題整理に、まずは当たっていきたくております。その中で、対応出来ることは検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 出来ますればですね、そういう形で、みんなで、こういう遺産、遺産と申しますか、宝物をですね、守っていくんだと。当初は、たくさん人がおりました、地域にも。例えば、胃の神様のお話をさせていただくならば、私の同級生でございます。そこの持ち主の方がですね。だからずっとお話を、ずっと以前からしておったわけですがけれども、もう上まで上がって草切りはしきらなくて。個人で負担ばして、小屋、小屋ちゅうかお堂を作って、けども、八つ神様の、このイベントをやりかかった途中で、その中のお堂は盗まれてるんですよね。もう御存じだと思いますけれども。そういう状況であっても、自分たちは、ずっとその管理をせなならんと。地域も、されよった方が今90歳で、今入院をされておりますけれども、本当に、大変な状況です。ですから、その辺をですね、行政的に担当の方は知っておられるか知らないかわかりませんが、その辺をくみ取ってですね、やはり、本当に迷惑かけて申しわけないと思うんであれば、もう七神様にするとか、そこも考えていかないかん時期も来てるんじゃないかなと思います。

私どもの地域でもですね、今、草刈りの除草作業やってますけれども、この、年間2回の草切り、これだけでも大変な思いで今、やっておられます。参加するのが高齢であったり女性であったり、切るところは広くなる一方です。その上に、こういういろいろなところの管理をとることになるならば、それはそれは本当に大変だろうと思います。その上に、我が家の田んぼ、畑、山は管理をせないかん、そういう状況をですね、皆さんでやっぱり考えていただいて、過度な負担をかけないように考慮していただいて、対策を打っていただきたいと思います。今の私の意見と申しますか、それが大体のもう最後のほうの今後の展望ということでお話ししましたがけれども、総括的に、まだたくさんお話したいことはありますけれども、30分で止めると言いよった手前上、余り長くするのもあれですので、最後に総括的に町長の御意見をお伺いして終わりたいと思いま

す。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 八つの神様、このチラシのようにですね、町のほうも観光資源として活用させていただいております。先ほど担当課長からもありましたように、管理者の皆様にもですね、今の現状課題とか、後、今後の方向性とか、協議する場をもちまして、今後、管理者の皆様、そして行政も観光資源として利用させていただきますので、お互いが前向きに進むような形、後、管理者の高齢化の話も伺っておりますので、行政が側面から、出来るだけサポート出来ることはしていかなければと思います。先ほどから言っております宗教との関係等も整理しながら、進めてまいりたいと思います。以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 当初に申し上げましたとおり、新たな町を作ると。今から和水町を磨き上げるぞという町長の思いはわかります。ですから、今お話しいただいたように、今までにある財産、今までにある頑張ってきた方々、その志をですね、ビシッと受けとめていただいて、それを磨くことから始めていただいて、新たな挑戦をしていただけるといいかなと思います。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、竹下議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日6日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後1時53分